

福祉文教常任委員会審査報告書

令和8年3月24日

飯綱町議会議長 瀧野良枝様

福祉文教常任委員会委員長 近藤 正

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第15号	飯綱町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	可決
議案第16号	飯綱町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	可決
議案第26号	令和8年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第27号	令和8年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第28号	令和8年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第29号	令和8年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第33号	令和8年度飯綱町病院事業会計予算	可決
議案第39号	第5期飯綱町地域福祉計画の策定について	可決
陳情第1号	mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第15号 飯綱町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

質疑①：法律は令和7年4月1日施行になっているが、それまでの間の対応はどうしていたのか。

回答①：誰でも通園制度は令和8年4月からすべての自治体が行うこととなる。令

和 7 年度は試行的実施期間であり一部自治体で行われていた。飯綱町では令和 8 年 4 月から施行できるように精査していた。

質疑②：令和 7 年度はこれに該当する事業は行っていなかったということか。

回答②：お見込のとおり。

質疑③：制定によって今までとは異なるものは。何がどう変わるのか。

回答③：こども誰でも通園制度は 1 か月に 10 時間が上限である。内容については現在の一時預かりと同様である。こども誰でも通園制度は今まで保育の要件に当てはまらなかった方も対象になる。交付金の活用もできるので町にとっては有利である。

質疑④：誰でも通園の場合は、通常保育のカリキュラムは適応されないのか。

回答④：余裕活用型として進めていく予定である。未満児の定員の余裕のある保育園で対応していく予定であるため通常保育のカリキュラムとは異なる。

質疑⑤：先の回答の「余裕のある保育園で」には何か基準があるのか。

回答⑤：本条例第 3 節第 2 5 条に示されている。また、第 1 節通則第 20 条第 3 項に余裕活用型乳児通園事業として事業の区分が規定されている。

質疑⑥：未満児が月 10 時間まで預けられるということだが、申し込みや予約は教育委員会で、申し込み時点で利用する保育園の希望などをすることができるのか。みつどんのお家の並行利用は可能なのか。

回答⑥：そのためには条例に基づき規則等の変更が必要になる。住民への周知もこれからである。全国共通のシステムで提供される施設の空き状況を活用して予約を行うようになる。保護者がシステムにアクセスし情報を取り、申し込む流れになるため、施行されれば住民に利用方法等の周知をしていく。みつどんのお家との並行利用はできる。

質疑⑦：町の施設しか使えないのか。他市町村の情報も見られるのか。

回答⑦：現段階ではお見込のとおり。

質疑⑧：他の市町村が見られることで混乱等はないのか。誤解を生む恐れはないか。

回答⑧：現在の予定では、他市町村からは予約ができないシステムになっていると思われる。未確認の部分もあるが、他の市町村も準備内容においては当町と同様の進捗と思われる。

質疑⑨：ポータルサイト等の情報が町におりてきていないのか。

回答⑨：施行された時点でパブリックコメント等を得て進めていく予定である。ただし、どこの市町村でも未満児については定員一杯と聞いているので実施が難しい市町村も多くあると思われる。

質疑⑩：国が、全国一律で進めると政策的に動いているが、国とすると市町村をまたいで利用できるという制度設計をしているのか。

回答⑩：お見込のとおり。

質疑⑪：10 時間使い切って一次預かり、みつどんのお家を利用することはできるのか。

回答⑪：可能である。未満児入園率は住民登録の 70～80% であるため、保育園を利

用しない方や保育の要件のない方が一時預かりやみつどんのお家や誰でも通園制度を使っていただくことになる。

質疑⑫：利用申請があった際に市区町村で審査となるが、居住地以外の市町村では未満児が対象となっているが、親側からすると余裕があれば未満児で預けられるというメリットがある。子どもの立場からすると、慣れない中で預けられ、時間も短く「慣らし保育にもならないのでは」という思いもある。国の施策ではあるが、利用者からすると一時預かりがメインで、それに漏れている方向けのサービスなのかもしれないが、かえってほかのサービスにしわ寄せがいくと思う。現在余裕がないということだが、希望者がいた場合の運用は厳しいということか。

回答⑫：運用は厳しいことは事実だが、国の方針もあるため、3園の状況を見て受け入れを検討していくことになる。受け入れについては状況を整理し、面談をして検討していくため、指摘がある部分等はフォローをしながら、保育で対応できるのかを考えて取り組んでいく。

みつどんのお家等も含めて、保護者の意思や選択によるものなので、必ずだれでも通園制度を利用してもらうものではない。保護者が使いやすいサービスを利用していただければよいと考えている。

質疑⑬：議案の提出された時期について、この4月から始まるということが分かっているのであれば、もっと早く出すべきではなかったか。

回答⑬：令和7年12月に大幅な改正が見込まれたこともあり条例改正が必要になる可能性があったため、12月議会に間に合わなかった。改正を見込んだうえで3月議会の条例制定という対応をしたものである。

質疑⑭：他の自治体の話もでてきていたが、他市町村もこのタイミングでの条例制定なのか。

回答⑭：12月議会で上程した市町村も多いが、条例の改正がどこまで必要かということもあり、3月議会で上程した市町村も同じく多いと聞いている。市などは9月議会に、町村は12月議会上程しているが、最終的な部分が決まっていないため追加や一部改正をしている現状である。

質疑⑮：国の関係で変更点が多いことはあると思うが、住民への理解を考えると、保育に対して大きな不満を持っている保護者も多い。基本的な部分ももっと早く周知をしていくべきでないか。バタバタと議会に諮るのは、住民に対して不誠実だと思うので、今後はもっと早く上程してほしい。住民に町の姿勢をしっかりと理解をしてもらうことが大切である。現在の状況では保護者との信頼関係ができていないと感じるが。

回答⑮：本来なら12月議会に上程し、住民にも周知する時間をとる必要があったと考えている。今後は国の変更等が見込まれるものについても議会への対応など早めに対処していきたい。

質疑⑯：パブリックコメントとは議案第15号、議案第16号併せて行うのか。

回答⑯：議案第15号のみである。

質疑⑰：パブリックコメントの実施スケジュールは。

回答⑰：本来ならば3月中であるが、3月4月は園児の入れ替えがあるため、園も多忙であることから、4月以降で設定したいと考えている。1～2週間程度を予定している。

質疑⑱：期間が短いのでは。2週間くらいは必要かと思うが。パブコメについては意見を反映してそれを盛り込んで制度設計をするのではないか。コメントが反映されていくのか心配だが。

回答⑱：県に再度確認し実施していきたい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 16 号 飯綱町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

質疑①：特定の町外事業所利用件数は。

回答①：現状では0件である。

質疑②：制度開始後に利用見込みはあるのか。

回答②：面談等が必要になるため、ほとんどが町内を希望されると思われる。現在の見込みは0件であるが、他町村で通園事業を実施した時に確認するための条例であるため、整備が必要である。

質疑③：議案第 15 号については、町内住民が町内施設を利用するにあたっての運用であるため、パブコメも必要であり、主旨を運用細則に反映させる必要があると思うが、議案第 16 号は当面利用する見込みが立っていないということを含めて考えると、スケジュール的に遅れた感じではないのか。

回答③：議案第 16 号については補助金、交付金交付の確認のための条例であるため、4月からの運用に対して多くの市町村が3月議会で整備をしている認識である。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 26 号 令和 8 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：町内の方が訪問看護を受けているのか。待機の方はいないのか。

回答①：待機の方はいない。

質疑②：年間の利用者数及びスタッフの人数は。また、季節的な変動は。

回答②：令和 8 年 1 月現在の利用者数は 99 名（町内 89 名、信濃町 7 名、長野市 3 名）。

スタッフ数は看護師 6 名（正規職員 5 名、パート職員 1 名）、ケアマネージャー 2 名、事務員 1 名の計 9 名。季節的な変動は少ない。

質疑③：スタッフ 1 名の募集で不足分補えるのか。

回答③：連日訪問を必要とする利用者もあり、スタッフの負担が大きく、人手が不

足している時期があった。そのため余裕を持ちもう1名の募集をしている。また、現在再任用の方2名がいるので、先を見通して募集している。在宅での看取りなど、昼夜問わず頻回に訪問依頼があり、利用者数だけでは負担量は図れない。臨時対応を含め、時間外労働が増加している。

質疑④：今後の主任ケアマネージャーの見通しは。

回答④：現在主任ケアマネージャーは再任用職員だが、令和10年1月に主任ケアマネージャーの資格を取得可能な職員が1名いる。

質疑⑤：飯綱病院スタッフの異動はあるか。

回答⑤：病院からの異動がメインではないが連携することもある。

質疑⑥：募集職種は、看護師とケアマネージャーのどちらか。また、いつから募集し、応募の状況はどのようなものか。

回答⑥：看護師（正規職員）の募集を今年度から行っている。応募者は1名いたが、その後には繋がっていない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第27号 令和8年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質疑①：納付金の子ども・子育て支援金の財源とする、国民健康保険税への子ども分の税率の追加については、議会の承認を求めるといふことによいか。

回答①：国の法律改正後に町税条例を改正することとなるが、国の条例改正が3月末となるため、令和8年4月開始の条例改正は専決処分を行い、今後開催される直近の議会で報告して承認を求めるとの予定である。

意見①：今の税率でも高いという意見があるので、被保険者の現状をしっかりと把握されたうえで、税率改正の議論をすすめてもらいたい。

質疑②：国保税の収納率はどうなる予定か。

回答②：令和7年度の収納率は確定していないが、令和6年度の97.24%と同程度で推移すると見込んでいる。

質疑③：国保加入者で保険証を交付していなく、病院を受診できない方はいるか。

回答③：マイナ保険証制度へ移行する以前は、通常1年の有効期間がある保険証について、滞納世帯に対し納付相談の機会を設けるため、6か月、3か月、最短で1か月の有効期間の保険証を交付していた。また、納付相談に来庁されない場合には保険証の交付ができないケースもあった。しかし、マイナ保険証制度への移行後は短期保険証制度が廃止されたため、現在では保険証（資格確認書）がない世帯は存在しない。よって病院を受診できない方はいない。

質疑③：滞納していても保険は利用できるということか。

回答③：お見込みのとおり。

質疑④：現在の税率で、納付金の財源を集めることができるのか。

回答④：改正予定の子ども分の税率も含めて、2月末現在の加入世帯状況で税額を算出すると2億3千万円で、納付金に対して4,800万円不足となる。不足分は、低所得世帯に対する保険税軽減分を国・県・町で補填する制度があるため、その制度の負担金を充てる考えでいる。しかし、国保税は納付金だけでなく、出産育児一時金、葬祭費、保健事業も賄うべきものなので、そちらの支出分も考慮すると、今の税率では財源が不足することになる。

質疑⑤：国保の財政調整基金で今後運営できるのか。

回答⑤：国保の財政調整基金は現在約1億3千万円程度あるが、財源不足に伴う基金の繰入は平成30年度以降行われていない。しかし、今後繰越金で対応できない場合は、まず基金の繰入を検討することになる。先月開催された国保運営協議会においても、今回の税率改定への対応が求められている。今後、県から示される納付金と収納額との乖離に基づき、国保税率・税額の改定を検討する際には、被保険者の急激な負担増を極力避けるため、繰越金や基金の活用を十分に検討したうえで、税率・税額改定の議論を進めるよう求められている。

質疑⑥：子育て支援納付金は毎年度支援金額が上がっていくのか。資料では令和10年度まで示されているが。

回答⑥：町で把握しているのは、子ども家庭庁の資料のみ。今後子育て支援納付金が活用される事業の推進状況で令和10年度以降の支援金が決まってくるのではないかと想定される。

質疑⑦：子育て支援金の増額により毎年税率・税額改定をすることになるのか。

回答⑦：令和8年度は制度改正のため行うが、それ以降は財政調整基金を活用しながら必要に応じて、税率・税額改定をしていきたいと現時点では考えている。

意見②：加入者一人当たりの支援金額のピークはいつまでとなるのか。国がきちんと示してもらわないと困る。

回答②：町としてもしっかり情報収集して対応してまいりたい。

意見③：財政調整基金が積み立てられているということは、その間、加入者に一定の負担を強いてきたことと同じである。税率の引き上げについては、慎重に判断する必要がある。どうやったら税率を引き上げなくてすむか十分に検討してほしい。

回答③：今回は税制改正のためやむを得ないが、当面は財政調整基金でしのいでいきたい。

□保健福祉課

質疑①：疾病予防費は昨年度より減っている。人間ドックの補助は年齢を区切らないで拡充したと聞いたが、予算計上が減っている理由は何か。

回答①：この疾病予防費は、町外の医療機関で人間ドックを受診した方への補助と

は異なる。国民健康保険加入者を対象に、町の総合健診（旧住民人間ドック）を受診した方に支出される委託料である。年々、対象者数が減少していることから、令和6年度の受診者数の実績を基に予算を計上している。また、町長が冒頭で説明した人間ドックの補助の拡充とは異なる内容であり、後期高齢者医療特別会計予算に計上されている、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者向けの補助に該当する。

質疑②：特定健診及び特定保健指導の受診率についてどのような数値になっているか。

回答②：令和6年度の特定健診受診率は47.5%となり、コロナ禍前の数値に回復しつつある。また、特定保健指導の実施率は令和6年度の数字で46.1%となっている。該当者の方に対して毎年案内を行っているが、断られるケースも少なくない。しかし、受診いただけるよう丁寧な説明を心掛けている。ただし、過度に案内を行うことで健診そのものを拒否されてしまう場合もあるため、対応には慎重を期し、配慮を欠かさないよう努めている。

質疑③：特定健診受診率は、国からの支援金に反映され、納付金にはねかえってくるので、重要な数字である。対象者への意識付けが大事になってくる。特に男性は結果を聞くのが怖くて健診を受けないという方もいる。受診率を上げるためにどのように知ってもらいどんな工夫をしているか。

回答③：未受診者への個別通知を行う際、制度に関する内容や国保税への反映についても記載し、周知を図っている。

これまで、未受診者への対策として個別通知、電話連絡、個別訪問などを実施し、受診率の目標を52.8%に設定して取り組んでいるが、受診率の向上は依然として伸び悩んでいるのが現状である。

質疑④：対象者や未受診者の把握はできているのか。

回答④：把握できている。

過去3年間に未受診となっている60代の方を対象に、訪問を実施したこともある。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第28号 令和8年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

□住民環境課

質疑①：後期高齢の令和8・9年度の保険料率にある基礎課税額の所得割率が減った（下がった）理由は。

回答①：被保険者の年金所得の伸び率を考慮して算定した結果、今回の率に下がった。

質疑②：後期高齢へ移行する方の状況は。

回答②：国保から後期高齢への移行については、昨年度末時点で、令和7年度中に

約 170 名が移行する予定であった。しかし、後期高齢の被保険者数の増加について、令和 6 年度末と比較すると、令和 8 年 2 月時点で被保険者数は 49 名の増加にとどまっている。この増加が大幅でない理由としては、亡くなられた方、または転出などによる資格喪失が影響していると考えられる。令和 8 年度も、国保から後期高齢へ 170 名程度が移行する予定である。一方で、社会保険から移行する方の人数については、現時点では把握していない。

□保健福祉課

質疑①：保健事業費中の補助事業が、町長が冒頭で説明した人間ドックの補助の拡充のことか。また、周知はどのようにしていくのか。

回答①：お見込みのとおり。町広報紙や全戸配布する冊子「各種検診のご案内」に記載し周知する。また健診申込み者への個別通知にも記載する予定である。なお、補助は償還払い方式となるため、各自で申請が必要となる。

質疑②：後期高齢者医療制度加入者の拡充なのか。国保の加入者の場合はどうなるのか。

回答②：後期高齢者医療制度に加入している方が人間ドックを受診した場合、令和 7 年度の補助額 9,053 円を、令和 8 年度から 18,000 円に増額する。一方、国保加入者への人間ドック補助については、現行の補助額とする。なお、飯綱病院で受診する総合健診（旧住民人間ドック）については、2 年に 1 回、一般会計から 18,000 円、国保会計から特定健診分として 8,053 円およびドック分として 3,902 円が加算され、合計で 29,955 円の補助としている。その他の場合では、特定健診分として 8,053 円を補助している。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 29 号 令和 8 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：病院の説明の中では、高額医療費が増えていると説明があつたが、高額介護費が減っている理由は。

回答①：現状として、介護サービスの給付費全体が減少傾向にあり、それに伴って高額介護サービス費の対象者も減少していると考えられる。また、高額医療費とは異なるものである。

質疑②：認定調査等費において、会計年度任用職員の数が減少することだが、業務対応は可能なのか。また、地域包括支援センターにおける会計年度任用職員も減少することだが、対応は問題ないのか。

回答②：令和 8 年度当初予算における認定調査員については、会計年度任用職員 2 名を予定している。近年、介護更新認定に係る有効期限の上限が 4 年に変更されていることもあり、過去の調査件数から算出すると対応可能と判断している。調査件数が多い月は、包括支援センターの職員が対応できるよ

う調整を進める予定である。

また、地域包括支援センターの職員については、新たに常勤職員を配置する見込みであり、対応可能と考えている。

意見：介護認定の区分変更や更新など、適切な時期に見直しができるようお願いしたい。

質疑③：配食サービスが減っている理由は何か。

回答③：令和6年度の実績および令和7年度の見込値に基づいて減らしている。

質疑④：介護予防と介護度の関係性を検証していると聞いているが、結果はいつ分かるか。

回答④：コンサルタントと協議中であるが、3月末には一定の結果が出る。

分かりやすい形で広報していきたいと考えている。

介護予防を行う事で、健康寿命が延び、要介護状態へ移行するのを遅らせる傾向であると思われる。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第33号 令和8年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：経営強化プランは何か年の計画か。

回答①：令和6年度から10年度までの5年間の計画。

質疑②：令和10年度末では町からの繰入金などの程度減っている見込みか。

回答②：近年の当初予算以降の追加の繰り入れを減らすようプランを立てており、特に減額はない。

質疑③：新しい小児科の医師の着任はいつの予定か。

回答③：小児科について、詳細は調整中であるが、10月1日開始予定としている。

意見①：小児科については診察だけでなく、発達障害の相談などもできるという認識でいる。情報発信して行ってほしい。

質疑④：長野市内の小児科医師が高齢化してきており、他の地域からも頼られる診療科になると期待しているが、考えは。

回答④：小児科の専門医を迎える予定であり、様々な相談に対応できるつもりでいる。

質疑⑤：病院の設備が老朽化してきており、修理が必要と聞いているが、そのための費用については予算書の何頁に計上されているか。

回答⑤：予算書の322ページ「修繕費」として計上している。

意見②：なるべく早急に修繕して行っていただきたい。

質疑⑥：外科医師1名が3月末で退任し、2名体制になるが今後についての見通しは。

また、丸山医院が閉院になった時に、子どもを診てもらおう親が苦慮したと聞いている。今度は長崎医院が閉院となるが、その影響についての見込みは。

回答⑥：外科医師の招へいを行っているが、全体的に外科医師が減少傾向であり苦慮している。手術については医師 1 名では実施できないことなども考慮して体制を作る必要があり難しいところである。

長崎医師には、現在に引き続き毎週水曜日に飯綱病院で診察いただく予定であり、そこで患者について対応いただく。また、当院へ紹介となる患者については長崎医師と調整していくが、来年度の内科体制を充実させ、患者が増えてもカバーできるような体制づくりをしていく。

質疑⑦：予算書 323 ページ「報償費」の医師・看護師紹介成功報奨金等として 60 万円を計上している。紹介会社等に支払う内訳は。

回答⑦：この「報償費」は、当院に勤務している職員から知り合いの医師や看護師の紹介があり採用となった際に支払う報奨金である。紹介会社に支払う紹介料は、委託料として別途計上している。紹介会社への紹介料は、紹介された職員の想定年収の 25% など、紹介会社との取り決めにより決まる。なお、就職希望者とのやり取りを、紹介会社を通さず直接行うことで、紹介料を安くする取り組みも始まる予定である。

質疑⑧：予算書 324 ページの「研究研修費」について、令和 7 年度の実績としてどんな職種の方が、どんな自己研鑽をしているのか。

回答⑧：院内研究発表会を年に 1 回行い、各部署で研究したことを発表している。これに係る費用や図書購入の費用を計上している。また、医師や看護師などが学会や研修等へ参加する費用や旅費に充てられている。

意見③：令和 7 年度の支払いの実績として、どんな方がどんな学会に出て、参加費や旅費にいくら支出したか、どんな発表をしてきたなど、まとめたものをいただければと思う。

質疑⑨：提案説明書の 97 ページ、病院費に 4 億 6,900 万円の内訳が記載されているが、本日配布された繰入金資料とどう照らし合わせて見ればいいのか。

回答⑨：提案説明書 97 ページの内容は、町から病院へ支出する財源内訳が記載されており、その他と一般財源合わせて 4 億 6,900 万円という内容。本日配布した資料は、繰入金を受け取る病院側として、町の財源内訳とは別に交付税等の計算上の内訳を記載したものである。

質疑⑩：提案説明書の 97 ページでは、繰入金 4 億 6,900 万円は昨年度と比べると 5,000 万円削減されているが、一般財源は若干増えており、その他のところが 5,173 万円と減っている。減っている中身は。

回答⑩：令和 7 年度は病床削減して最初の年であり、医業収益の予測が難しいと想定されたこともあり、例年企業債の償還金が病院の資金を圧迫しているため、経営強化プランにある繰入金よりも 5,000 万円多く予算をつけていただいた。その増額分が令和 8 年度はないということである。町からの繰入金額における財源内訳は、町の財政担当に確認願いたい。

質疑⑪：令和 7 年度の繰入がたまたま多く、令和 8 年度はその前の状況に戻ったということか。

回答⑪：お見込みのとおり。

質疑⑫：繰入が 5,000 万円縮小しても病院経営が立ち行かなくなる訳ではないということですか。

回答⑫：令和 8 年度は診療報酬改定があり、試算で 3~4 千万円は増収になる見込み。ベースアップ評価料という、賃金上昇分に充てる加算もある。経営が立ち行かない状況にならないよう、現金が回るようにしている。

質疑⑬：病床再編にあたって地域包括ケア病床が新設されたが、病床の利用率と今後の見通しは。

回答⑬：令和 8 年 1 月の病床の利用率は、地域包括ケア病床 91.6%、療養病床 94.2%、一般病床 82.6%で、全体として 87.7%となっている。経営強化プランでは病床利用率 90%を目標としており、厳しいベットコントロールが必要となる。利用率は、季節により入院患者数が変化するため、これを維持することが課題である。病床再編前より入院単価は上がっている。病床の機能に分けたベットコントロールをすることで、医療の質を上げつつ単価も上げるということには成功していると言える。

質疑⑭：地域包括ケア病床の新設にあたって、リハビリ関係の専門職の充足と今後の見通しは。その他の専門職の状況は。

回答⑭：地域包括ケア病床で回復期の機能を持たせたことで、リハビリは今後増員し機能を拡大する可能性は大きい。薬剤師の確保には苦慮しており、民間の紹介会社に頼る状況である。

また夜勤や当直ができる看護師についても、確保に苦慮している。

質疑⑮：病床再編により 4 階が開いている状況だが、今後の利用の見通しは。

回答⑮：病院建設の際に利用した補助金の関係で、目的外利用が禁止されている。病院事業の検討委員会や町民の意見を募るなど、公平性を保ちながら考えていきたい。

質疑⑯：長期的な計画は現在あるか。

回答⑯：令和 7 年度に長期修繕計画を立てたが、現在の A・B・C 棟を全て修繕していくのは現実的ではないという理事者の指摘から、基本構想を練り直すという話になっている。近隣の病院建設の事例を参考に、令和 8 年度中に進め方の目途を立てたいと考えている。

賛成討論：今までの大変な状況が昨年辺りから改善されてきているのではないかと感じる。補助金の額が減り健全な経営に向かう最初のステップではないか。頑張ってもらいたい。

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 39 号 第 5 期飯綱町地域福祉計画の策定について

質疑①：本計画と町の上位計画である飯綱町総合計画との計画期間にズレが生じているが、今後もこのままいくのか。

回答①：総合計画が示す地域福祉を具体化していく計画として、今後も計画期間は

5か年とする方針で考えている。

質疑②：計画期間の変更は可能か。

回答②：計画期間の変更は可能である。次期総合計画の内容と乖離が生じる場合においては、内容及び期間の見直しを検討する必要があると認識している。

質疑③：子育て世代の団体からの聞き取りする中で、子どもの権利や福祉についてどう盛り込まれているか。

回答③：第7章「施策の展開」において、実践目標「安心して生み育てられるしくみづくり」を推進するため、懇談会やアンケート調査を通して子ども・子育てに関する意見を集約し、庁内ワーキンググループで協議した内容を町の取組として計画に盛り込んでいる。

質疑④：結婚相談所の具体的な内容は。

回答④：結婚相談所については、社会福祉協議会に委託して運営している。相談所では個別相談や電話相談に対応するほか、婚活イベントを実施している。また、上水内郡内での合同イベントの開催に加え、令和7年度には飯山市をはじめ北信地域と連携したイベントを実施している。さらに、長野県が提供するマッチングアプリへの登録も推進している。

質疑⑤：地区懇談会の開催地区の選定理由は。

回答⑤：社会福祉協議会を中心に、「いきいきサロン」などの集会に合わせて開催したが、その選定理由については把握していない。

なお、全町を対象とした住民アンケートで広く寄せられた意見については、資料編の「懇談会の意見等」の項目に集約して掲載している。

意見：参加者数が少ない地区もみられるため、今後は例えばすべての地区を対象とする、または年度を分けて計画的に行う等の検討をされたい。

質疑⑥：高齢者の交通手段については喫緊の課題かと思われるが、具体的な取組は。

回答⑥：移動ニーズの多様化により、公共交通だけでなく福祉的な役割や住民との連携によるきめ細やかな移動サービスの展開を目指し、「タクシー配車」の活用や「ライドシェア」の仕組みの構築等を推進していきたい。

質疑⑦：「タクシー配車」の活用等、目標として掲げていくことは良いが、それをどう実現していくのかというのは保健福祉課が主導していかないと進まないと思うがどうか。

回答⑦：「タクシー配車」については、公共交通分野として企画課で検討されている。一方、福祉分野では、福祉有償運送サービスとして町内の2事業者に依頼し、主に通院支援などに対応している。しかし、現状ではその資源が限られているため、ライドシェアなど地域住民の力を活用する仕組みづくりを推進していく必要がある。

質疑⑧：企画課にて「ライドシェア」の実証実験が行われることを踏まえ、今後、連携を図りながら、実験が上手く運用できれば推進していくということでのよろしいか。

回答⑧：お見込のとおり。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○陳情第 1 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書
提出を求める陳情書

継続審査申出